



県章

三重県公報

令和7年3月21日 (金)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
1	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(デジタル改革推進課)	7
2	三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(児童相談支援課)	9
3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(長寿介護課)	18
4	三重県子ども条例	(少子化対策課)	35
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(デジタル戦略企画課)	40
6	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(地域づくり推進課)	47
7	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例	(総務課)	50
8	三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部を改正する条例	(行財政改革推進課)	51
9	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	52
10	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	60
11	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	137
12	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(ダイバーシティ社会推進課)	139
13	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	140
14	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	143
15	三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例	(環境生活総務課)	144
16	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(建築開発課)	146
17	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例	(新産業振興課)	158
18	三重県県税条例の一部を改正する条例	(税務企画課)	171
19	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例	(障がい福祉課)	173
20	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(大気・水環境課)	177
21	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例	(同)	196
22	三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例	(少子化対策課)	203
23	三重県飲酒運転〇をめざす条例の一部を改正する条例	(くらし・交通安全課)	205
24	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	206
25	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	208
26	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	258
27	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	260
28	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例	(スポーツ推進課)	263
29	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	(病院事業庁)	264
30	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	(企業庁)	265
31	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	(病院事業庁)	267

◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

- 1 宅地造成等規制法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日及び同年 5 月 26 日から施行することとしました。

◎ 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）

- 1 試験研究機関における試験等手数料単価の見直し等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）

- 1 道路交通法の一部改正に鑑み、自動車税の減免についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 7 年 3 月 24 日から施行することとしました。

◎ 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）

- 1 施設の利用状況等に鑑み、事業及び施設に関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎ 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行うことに鑑み、土砂等の埋立て等の許可及び届出に関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 7 年 5 月 26 日から施行することとしました。

◎ 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例（条例第 21 号）

- 1 水道法施行令の一部改正等に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）

- 1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

◎ 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

- 1 道路交通法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）

- 1 県立中学校の設置及び令和 7 年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに
公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十九号

三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

第一条 三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和六十年三重県条例第一号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改 正 後	改 正 前
（知事による管理） 第十一条 （略） 2 前項の規定により知事が管理の業務を 行うときは、知事は、別表第二に掲げる金 額の範囲内において、知事が定める使用料 を徴収するものとする。 3 第二十条から第二十二条まで及び別表 第二の規定は、前項の規定による使用料の 徴収について準用する。この場合におい て、これらの規定中「利用料金」とあるの は「使用料」と、第二十条から第二十二 条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知 事」と読み替えるものとする。 （利用料金の額） 第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号 に掲げる額の総合福祉センターの施設等 の利用に係る料金（以下「利用料金」とい う。）を納付しなければならない。 一 三 （略） 四 総合福祉センターの運動施設を利用 しようとする者 別表第二に定める額 （利用料金の収入） 第十九条 （略） 2 前条第四号に規定する利用料金は、指定 管理者が別表第二に掲げる金額の範囲内 で定めるものとする。この場合において、	（知事による管理） 第十一条 （略） 2 前項の規定により知事が管理の業務を 行うときは、知事は、別表第二及び別表第 三に掲げる金額の範囲内において、知事が 定める使用料を徴収するものとする。 3 第二十条から第二十二条まで、別表第二 及び別表第三の規定は、前項の規定による 使用料の徴収について準用する。この場合 において、これらの規定中「利用料金」と あるのは「使用料」と、第二十条から第二 十二条までの規定中「指定管理者」とある のは「知事」と読み替えるものとする。 （利用料金の額） 第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号 に掲げる額の総合福祉センターの施設等 の利用に係る料金（以下「利用料金」とい う。）を納付しなければならない。 一 三 （略） 四 総合福祉センターの宿泊施設で宿泊 しようとする者 別表第二に定める額 五 総合福祉センターの運動施設を利用 しようとする者 別表第三に定める額 （利用料金の収入） 第十九条 （略） 2 前条第四号及び第五号に規定する利用 料金は、指定管理者が別表第二及び別表第 三に掲げる金額の範囲内で定めるものと

指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。	する。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。			
	別表第二（第十一、第十八、第十九条関係） <table><tr><th>区分</th><th>利用料金</th></tr><tr><td>第二条第三号に規定する診療、処置等を受ける者及びその付添人</td><td>一泊につき 六〇〇円</td></tr></table>	区分	利用料金	第二条第三号に規定する診療、処置等を受ける者及びその付添人
区分	利用料金			
第二条第三号に規定する診療、処置等を受ける者及びその付添人	一泊につき 六〇〇円			
別表第二（略）	別表第三（略）			

第二条 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第二条 総合福祉センターにおいては、次の事業を行う。 一、四 (略) 五 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の指定を受けて行う同法第八条第八項に規定する通所リハビリテーションに関する事業	(事業) 第二条 総合福祉センターにおいては、次の事業を行う。 一、四 (略) 五 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文又は同法第四十六条第一項の指定を受けて行う次の事業 イ 介護保険法第八条第四項の訪問看護に関する事業、同条第五項の訪問リハビリテーションに関する事業、同条第六項の居宅療養管理指導に関する事業及び同条第八項の通所リハビリテーションに関する事業 ロ 介護保険法第八条の二第三項の介護予防訪問看護に関する事業、同条第四項の介護予防訪問リハビリテーションに関する事業、同条第五項の介護予防居宅療養管理指導に関する事業及び同条第六項の介護予防通所リハビリテーションに関する事業 ハ 介護保険法第八条第二十四項の居宅介護支援に関する事業
六 (略)	六 (略)

(利用料金の額) 第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 一・二 (略) 三 総合福祉センターで第二条第五号に掲げる事業に係る介護サービスの提供を受けた者 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）に基づき算定した額 四 (略)	(利用料金の額) 第十八条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 一・二 (略) 三 総合福祉センターで第二条第五号に掲げる事業に係る介護サービスの提供を受けた者 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）に基づき算定した額 四 (略)
---	--

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十一条、第十八条、第十九条関係）

一 運動場

区 分		利 用 単 位	利 用 料 金							
			午前七時から 午前八時 まで	午前八時三十分 から 正午 まで	午後一時 から 午後五時 まで	午後五時 から 午後六時 まで	午前八時三十分 から 午後五時 まで	午後一時 から 午後六時 まで	午前八時三十分 から 午後六時 まで	
野 球 場	一 面	一 面	六四〇 円	一、九 〇〇円	二、五 三〇円	六四〇 円	四、四 三〇円	三、一 七〇円	五、〇 六〇円	
		テニス コート	三八〇 円	一、二 七〇円	一、五 二〇円	三八〇 円	二、七 九〇円	一、九 〇〇円	三、一 七〇円	

二 体育館

区 分	利 用 料 金						
	午前八時三十分 から 正午 まで	午後一時 から 午後五時 まで	午後五時 から 午後九時 まで	午前八時三十分 から 午後五時 まで	午後一時 から 午後九時 まで	午前八時三十分 から 午後九時 まで	
施 設	一、五二〇 円	二、〇三〇 円	二、七九〇 円	三、五五〇 円	四、八一〇 円	六、三三〇 円	
冷暖房設備	二、五〇〇円（一時間当たり）						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から

施行する。